

いま、子どもが危ない！



「子どもたちの集団避難の即時実現」の署名のお願いについて

我が国の法律は、一般公衆に対して年1ミリシーベルト以上の被ばくをさせてはならないと定めています。しかしこれはあくまでも大人に対する基準で、放射能の影響が大人より3～5倍高いといわれる子どもはこれより3～5倍厳しい基準が必要となります。

福島原発事故により、郡山市街地の小中学校では外部被ばくだけで控え目に計算しても空間線量の積算が3.11から2ヶ月半だけで3.8～6.8ミリシーベルト、年間で12.7～24ミリシーベルトに達すると推定されました。これをチェルノブイリ住民避難基準に当てはめると、住民を強制的に移住させる強制移住地域で、つまり大人の基準でも強制移住が義務づけられる危険な地域で子どもたちは教育を受けているのです。(末尾の汚染マップ参照)。子どもにとってこれが危険なものかは誰でも想像がつかます。

しかし、国は、福島の子どもたちを安全な場所に集団疎開させようとしませんでした。

本来、国は、最高法規である憲法によって「子どもたちを安全な環境で教育する」義務を負っています。その上、福島原発事故は自然災害ではなく人災です。国はこの人災の加害者の立場にあります。交通事故でも明らかな通り、加害者は被害者を救護する責任があります。国は原発事故の加害者として、被害者である子どもたちを救護する責任を負っているのです。このように子どもたちに対する義務を幾重にも負っている国が、しかし、原発事故後に福島県の子どもたちに対し最初にやったことは「小中学校の安全基準を年20ミリシーベルトに引き上げる」ことでした。すなわち、子どもたちの命を危険にさらして省みない、加害者の自覚もなければ教育行政責任者の自覚もない態度表明でした。

そこで、郡山市の小中学生 14 名は、この前代未聞の不正義を黙っておれず、昨年6月24日に、「人権の最後の砦」である裁判所に「子供たちを安全な場所で教育せよ」と救済を求める裁判を起こしました。

冒頭に述べた通り、原告は子どもたちの被ばく状況を立証しました。これに対し、郡山市は「不知(知らない)」と答えるのみで、子どもには転校の自由があるのだから危険だと思ふ者は自分の判断で引っ越せばよい、安全な場で教育を受ける権利を侵害したのは東電であって自分たちではない、だから子どもたちを安全な場所に避難させる義務は負わないと反論しました。だが子どもたちが遊んで原発をこわしたのでしょうか。子どもたちが福島へ原発誘致を賛成したのでしょうか。子どもたちに、自分の判断で避難を決断しなければならぬという自己責任が課せられるだけの原発事故への責任があるのでしょうか。

裁判所は、世界の失笑を買った野田首相の「事故収束宣言」と同じ昨年12月16日の同じ時刻頃に、子どもたちの申立を却下する決定を下しました。それは、マスコミの協力のもとで、この裁きを多くの国民に知らせないためでした。

却下の理由の第1には、審理の中で申立人はむろんのこと郡山市さえ主張しなかった100ミリシーベルト問題がいきなり取り上げられ、100mミリシーベルト以下なら避難に必要な「切迫した危険」は認められない、第2の理由として、文科省ですら福島県の親の抗議を受け、事実上撤回せざるを得なかった20ミリシーベルト政策を取り上げ、これも考慮すべきだ、さらには過去の被ばくは今さら救済しようがないから過去の被ばくは不問に付す、最後は、危険だと思ふなら自分で区域外通学という方法で自主避難すればよいという自己責任論でした。

もとより放射能から安全な環境で子どもを教育させたいのは全ての親の願いです。にもかかわらず、現実には自主避難した場合の生計で思い悩み、自主避難で友だちと引き離されたくないという悩み、家族が離反し子どもだけ新しい環境に置くこと等で悩んだ結果、多くの家庭が自主避難したくても容易に実行できないのが実情です。そもそも福島の子どもたちはそのような苛酷な自己責任を負わされても仕方ないほどいい加減な行動をしてきたのでしょうか。最もいい加減な行動とは、「情報を隠すこと」「事故を小さく見せること」「様々な基準値を上げること」であり、本来の加害者が原発事故の責任を取らないで、被害者に責任をなすり付けることではないのでしょうか。裁判所のこの決定は14名の申立人と同様の危険な中にいる福島の子どもたち全員に向けて、君たちは自己責任で避難しない限りどうなっても構わないと宣言したもので、裁判による世直しという子どもたちの期待を裏切り、原発事故の加害者である国そして自治体による凶悪な人権侵害行為にお墨付きを与えた最悪の人権侵害行為です。

このような決定をぜったいに許す訳にはいきません。そのような憤りを胸に秘め、申立人の子どもたちは裁判所の決定の誤りをただすため、昨年暮れ、異議申立を行い、裁判は、現在、仙台高等裁判所に係属中です。

いま、福島では予想をはるかに超えて、被ばくによる子どもたちの深刻な健康被害が明らかになっています。

本年9月11日、福島県の子どもの甲状腺検査で3万8千人の中から初めて1人が甲状腺ガンと診断されました。通常なら子どもの甲状腺ガンは百万人に1名とされています。

また、今回発表の4万2千人の子どものうち43%に「のう胞」が発見されました。これは山下俊一氏らが放射能非汚染地域の長崎の子どもたちを検査した結果（甲状腺のう胞が見られたのは0.8%）、チェルノブイリ地域の子供たちを調査した結果（甲状腺のう胞が見られたのは0.5%）と比べて途方もない数字です。本年4月に3万8千人の子どもの35%に「のう胞」が見つかった時、これを知った被曝問題に詳しいオーストラリアのヘレン・カルディコット博士は次のように警告しました。

「この子ども達は追跡調査をしてる場合じゃありません。のう胞や結節などの全ての異常は直ちに生体組織検査をして悪性であるかを調べるべきです。こういった甲状腺異常が1年も経たないうちに現れるというのは早過ぎます。普通は5～10年かかるものです。これは、子供達が大変高線量の被ばくをしたことを意味します。もしも悪性なら、甲状腺の全摘出が必要です。子供達に甲状腺結節やのう胞があるのは、まるで普通ではありません！」

ところが、こともあろうに山下俊一氏は、日本甲状腺学会の会員宛てに、のう胞が見つかった親子たちがセカンドオピニオンを求めに来ても応じないように求める内部文書を出し、人権蹂躪行為を行っている有り様です。この国は子どもを危険な場所に野放しにする放置国家ばかりか、最悪のならず者国家に成り下がったとしか言いようがありません。

「子どもの命を救う」ことは国の最低限の道徳的責務です。人権保障すらなかった、かつての軍国主義国家日本でも、また全体主義国家ソ連でも行ったことです。ましてや、憲法で国に「子どもたちを安全な環境で教育を受けさせる」義務を定め、世界の先進国・経済大国となった今日のわが国でそれができない理由がありません。その上、日本政府は福島第一原発事故の加害者として被害者の子どもたちを救済する義務があります。日本政府がもしこれらの基本的な義務を果さないのであれば、それは過去に例を見ない憲法違反の重大な人権侵害行為であるのみならず、国際法上の犯罪である「人道に対する罪」にも該当する重大な犯罪行為であると言わざるを得ません。

ソ連政府は、チェルノブイリ事故から5年も経ってから、子どもたちの深刻な健康被害が明らかになってから、ようやくまともな住民避難基準を採用しました。しかし、それでは遅すぎました、98万人もの貴い命が失われたからです。この事実こそ日本政府はチェルノブイリ事故の最大の教訓として学ぶべきです。つまり、5年後ではなく、今すぐふくしまの子どもたちの集団疎開を実行すべきです。さもなければチェルノブイリより人口密度が15倍の福島県でどんな悲惨な被害が生じるか、それは1年を経ずして35%もの福島の子どもたちの甲状腺に異変が見つかったひとことからして明らかです。しかし、こうした異常な事態は今だったらまだ間に合うのです、防げるのです。原発事故からの復興の最優先課題として「命の復興」を掲げ、既に十分被ばくしてきた子どもたちをこれ以上被ばくの危険な目に遭わせないように、集団疎開の措置を今すぐ実行することを政府と裁判

所に要求するものです。

